

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月23日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社セブン&アイ・ネットメディア
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区二番町 8 番地 8
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6238 - 3670
【事務連絡者氏名】	経営管理部 シニアオフィサー 松永 明生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社セブン&アイ・ネットメディア (東京都千代田区二番町 8 番地 8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社セブン&アイ・ネットメディアをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ニッセンホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」をいいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社ニッセンホールディングス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成25年12月3日(火曜日)から平成26年1月22日(水曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(29,191,413株)が買付予定数の下限(18,444,400株)に達し、かつ、買付予定数の上限(30,786,100株)を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年1月23日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	29,191,413(株)	29,191,413(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	29,191,413	29,191,413
(潜在株券等の数の合計)		()

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	291,914
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月20日現在)(個)(g)	606,301
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	48.11

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月20日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年11月1日に提出した第44期第3四半期報告書(以下「第44期第3四半期報告書」といいます。)に平成25年6月20日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)として記載している数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者株式の発行済株式総数(63,473,832株)から、対象者が平成25年10月25日に公表した「平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「第44期第3四半期決算短信」といいます。)に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数(2,797,707株)を控除した株式数(60,676,125株)に係る議決権数(606,761個)を分母として計算しております。

(注2) 対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行(普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付けにおける対象者株式の買付価格と同額である410円、総額約10,140百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。)について決議しており、本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する完全希薄化ベースの議決権割合(本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が保有することになる対象者株式数を分子とし、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者の発行済株式総数(63,473,832株)から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数(2,797,707株)を控除した株式数(60,676,125株)に対象者が平成25年3月18日に提出した第43期有価証券報告書に記載された平成24年7月20日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権の目的となる対象者株式数(773,000株(平成25年2月28日現在))を加算し(61,449,125株)、さらに本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。)を50.10%(小数点以下第三位を四捨五入。)とするために必要な数の株式(但し、100株未満を切り上げた数)について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式24,732,700株)のうち3,195,600株について、本公開買付けの決済の開始日と同日(平成26年1月29日)に、払込みを行う予定です。当社が当該払込みを行った場合には、(注1)に記載の「買付け等後における株券等所有割合」の計算において分母として使用した対象者の議決権数(606,761個)に当社が払込みを行う募集株式(3,195,600株)に係る議決権の数(31,956個)を加えた638,717個を分母とし、「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」(291,914個)に当社が払込みを行う募集株式(3,195,600株)に係る議決権の数(31,956個)を加えた323,870個を分子として計算した「買付け等後における株券等所有割合」は50.71%(小数点以下第三位を四捨五入。)となります。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。